

江南区(心配)と相談所 来所または電話相談(予約不要) 毎週木曜日(祝日を除く) 午後1時~4時 場江南区福祉センター 問江南区社会福祉協議会【相談専用電話】025・250・7823

亀田商工会議所青年部

渋沢栄一の絵本を寄贈

子どもたちにお金の大切さについて伝える絵本「おかねってなあに？」を亀田商工会議所青年部から寄贈を受けました。日本の資本主義の父と称される渋沢栄一の言葉を分かりやすく伝える内容となっています。今後、区内の小学校に設置し、活用を図っていきます。



左から小林監事、花澤ブロック大会実行委員長、入山会長・ブロック大会大会長、区長、佐藤北陸信越ブロックYEG会長、土田直前会長



お金の役割や感謝の気持ちの大切さを学べる絵本「おかねってなあに？」

火災予防の決意を込めて

亀田縞を活用し、火災予防を広報

江南消防署は、亀田商工会議所、立川織物、中宮機業株式会社と協働で、「亀田縞」を活用した火災予防広報板を作成しました。

「亀田縞」を活用することで、地域活性化と火災予防啓発を結び付けた地元密着型の消防広報となっています。

広報板は亀田商店街の約60店舗で掲出されています。



亀田縞を生産している2社の代表から亀田縞文様のデータを寄贈



左から、新潟市消防局マスコットキャラクター消太くん、亀田商工会議所山本事務局長、立川織物立川代表、亀田商工会議所五十嵐会頭、江南消防署本間署長、中宮機業株式会社小林代表、亀田商工会議所田村専務理事



第3回江南区自治協議会の概要

6月24日(木)、第3回自治協議会を開催し、次の議題について報告や検討を行いました。内容や会議資料は区のホームページをご覧ください。

議題・報告

- ①次期江南区ビジョンまちづくり計画の策定について
②区ビジョンまちづくり計画策定特別部会の構成員について
③江南区自治協議会各分会の報告について

問地域総務課 ☎025-382-4619

傍聴のご案内 第4回江南区自治協議会 ※希望者は当日直接会場へ
日7月21日(水) 午後1時30分~ 場江南区役所 3階 302会議室

楽しく防災を学ぼう イザ!カエルキャラバン!

ゲーム感覚で楽しく遊びながら防災の知識や技を学べる防災体験プログラムを開催します。
※おもちゃの交換会(かえっこバザールオークション)は行いません。

日8月21日(土) 午後1時~3時 場江南区文化会館
日幼児~中学生先着50人(大人の参加も可)

※未就学児は保護者同伴
日8月10日(火)までに市ホームページ「かんたん申込」より申し込み
問亀田地区公民館 ☎025-382-3703



かんたん申込

母子の保健情報

問健康福祉課 健康増進係 ☎025-382-4340

新型コロナウイルス感染拡大のために中止・延期していた事業を一部実施します。(感染予防のため、一部内容を変更して実施します。)

妊娠中の相談など 要予約|手帳

●安産教室
2回1コースです。原則、2回とも受講可能な人を対象にしています。

日8月22日、9月5日(いずれも日曜日)
受付時間 午前9時15分~9時30分
場亀田健康センター

日区内在住で、令和3年11月~令和4年1月出産予定の妊婦 先着10人
日出産までの経過と沐浴について、先輩パパに学ぶ出産準備について 等

日筆記用具
日7月21日(水)から健康福祉課健康増進係へ ☎025-382-4340

離乳食に関すること 要予約|手帳

●はじめての離乳食講習会
日8月20日(金) 午後1時30分~2時30分(受付:1時15分~)

場亀田健康センター
日離乳食の進め方
日生後5か月頃の赤ちゃんの保育者 先着15人

日バスオール(乳児連れの場合)
日7月21日(水)から市役所コールセンターへ ☎025-243-4894

要予約...事前の申し込みが必要

手帳...母子健康手帳を持参

妊婦歯科健診 要予約|手帳

日8月5日(木) ①午後1時、②午後1時25分、③午後1時50分

場亀田健康センター
日江南区在住の母子健康手帳の交付を受けた妊婦(30週頃まで)先着24人

日歯科健診・お口の個人相談
日妊婦歯科健診受診票
日7月21日(水)から市役所コールセンターへ ☎025-243-4894

乳幼児の育児相談 要予約|手帳

日8月17日(火) ①午前9時30分 ②10時、③10時30分

場亀田健康センター
日江南区在住の乳幼児とその保護者 各回先着10組ずつ

日7月21日(水)から健康福祉課地域保健福祉担当へ ☎025-382-4138

各種健診 手帳

対象者には順次案内を郵送します。

- 股関節検診・母体保護相談
●1歳誕生歯科健診
●1歳6か月児健診
●3歳児健診

防災 Q&A

Q. テレビで避難情報が変更されたと聞きました。何が変わったのですか?

A. 災害対策基本法が一部改正され、一番大きな変更点としては「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されたこととなります。これは避難勧告や避難指示(緊急)が同じ警戒レベル4に位置付けられていて、わかりづらかったことなどによるものです。

なお、警戒レベルの名称や内容も、それぞれ以下の通り変更となっています。

Table with 2 columns: 警戒レベル (1-5) and 新たな避難情報等 (緊急安全確保, 避難指示, 高齢者等避難, 早期注意情報).

●警戒レベル5 「緊急安全確保」:
すでに災害が発生しているなど、安全な避難ができない可能性があるため、直ちに命を守る最善の行動を。

●警戒レベル4 「避難指示」:
危険な場所から全員避難

●警戒レベル3 「高齢者等避難」:
避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は危険な場所から避難



警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から全員避難!

問地域総務課 ☎025-382-4526

<広告欄> ※広告欄の掲載内容についての問い合わせは各広告主へ



Advertisement for 'こうなん' magazine, featuring '21,100部/月2回発行', '縦3.9cm×横7.9cm', and '1回 7,000円'.